

## 朝日町通学路安全推進会議会則

(名称)

第1条 この会議は、朝日町通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 通学路の合同点検、対策内容の検討、対策の実施に関する事。
- (2) 通学路の安全推進に関する基本方針の策定・公表に関する事。
- (3) その他通学路の安全確保に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 推進会議は、朝日町、朝日町教育委員会、町立学校、PTA、黒東交通安全協会、道路管理者、入善警察署をもって組織し、会長を置くものとする。

- 2 会長は、朝日町教育長をもって充てる。
- 3 会長は、会議を代表し会議を総理する。

(会議)

第4条 推進会議は会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長が必要と認めたときは、会議の構成員以外の職員及び関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、朝日町総務政策課、建設課及び朝日町教育委員会が行う。

附 則

この会則は、平成28年11月29日から施行する。

【通学路安全推進会議の構成】

区 分	機 関 ・ 団 体 名
学 校 関 係	朝日町P T A連絡協議会
	朝日町小・中学校長会
団 体	黒東交通安全協会
国	国土交通省北陸地方整備局黒部国道維持出張所
富 山 県	富山県新川土木センター入善土木事務所
警 察	入善警察署
朝 日 町	朝日町総務政策課
	朝日町建設課
	朝日町教育委員会事務局（推進会議事務局）